



第3節 まちの魅力や価値を高める取組の推進

本市の豊かな自然環境や歴史的時間の中で、地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良なたから（資産）を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

1. エコビジターズインダストリー

(1) 目的

「北九州市エコツアー」は、市外からお客をお招きし、公害を克服し環境首都を目指すまでの歴史や、日本でいち早く環境産業に目を向けたエコタウン、工業・産都市と共生し融合する豊かな大自然など、本市の環境資源を紹介するものです。

エコツアーを通して、ビジターズインダストリーを振興していきます。

(2) これまでの取組と成果

平成20年度は、ツアーの全体をコーディネートするガイドを育成するための「エコツアーガイド養成講座」を、市民（自然環境サポーター）を対象に実施し、3名がエコツアーガイドに認定されました。平成21年度は、エコツアーガイドの案内で、平尾台、皿倉山、環境ミュージアム、エネルギー関連施設、エコタウンなどを回るツアーを実施し、下関市民や中国人留学生、北九州市民など100名がエコツアーに参加しました。



市民ガイドによるエコツアー（皿倉山）

(3) 今後の取組

今後も、エコツアーをPRし、エコビジターズインダストリーを推進していきます。

2. 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和60年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、20年以上経過し、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、これからの景観施策のあり方を示す北九州市都市計画審議会答申「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方について」を踏まえ、「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成しました。

このマスタープランに基づき、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援すると共に、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進します。

(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいく必要があります。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの行動指針を、次の5つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。

景観づくりの行動指針	
(1)	北九州の景観を知ろう
(2)	景観づくり活動に参加しよう
(3)	まちの魅力を高め、発信しよう
(4)	担い手の輪を広げよう
(5)	地区のルールをつくろう



3. 歴史的建造物の保存と活用

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

本市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鋳業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら本市の歴史的な街並みや建造物は、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全すると共に、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面影を残し、本市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区において、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



平成10年度の事業開始から平成21年度までに、修理20件、修景20件、合計40件の整備を行ってきました。

(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などと共に、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

4. モラル・マナーアップについて

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

本市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、条例等による規制や啓発活動を実施し、また、市民団体によるまち美化活動やふん害防止活動なども地域で行われてきました。

しかしながら、一部の心ない人による迷惑行為が依然として無くなるため、平成17年に実施した市民意識調査では、「路上喫煙」や「落書き」を含めた迷惑行為に対して、罰則の適用による厳しい規制を望む声が寄せられました。

このため、迷惑行為防止のための基本的な事項を新た

に定めるとともに、「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の4つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成20年4月1日に施行しました。

(2) これまでの取組

平成20年9月、「小倉都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、平成21年3月から「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の4つの迷惑行為に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。また、平成22年3月には、「門司港レトロ地区」「若松南海岸地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援しています。

(3) 今後の取組

平成22年4月、「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に新たに指定するとともに、「小倉都心重点地区」の一部を拡大し、同年10月からこの地区においても罰則の適用を開始します。また、「迷惑行為防止活動推進地区」を他の区においても指定し、市内全域で迷惑行為の防止、モラル・マナーアップに向けた取組を推進していきます。

